

「特定利用空港・港湾」確認事項への国からの回答について

- 京都舞鶴港においては、国から「特定利用空港・港湾」の対象候補として検討している旨の説明が7月13日にあったところです。
- この度、舞鶴市や港湾運送事業者等のご意見も踏まえた国への確認事項について、国からの回答がありましたのでお知らせします。

1 京都府からの確認事項と国からの回答

＜確認の内容＞

- (1) 京都舞鶴港を対象とした理由及び今後の方針について
- (2) 整備の対象、対象となる施設及び訓練について
- (3) 安全保障上のリスク等について
- (4) 民生利用への影響及び損失が生じた場合の対応について
- (5) 連絡・調整体制、情報提供及び今後の手続について

＜各確認事項と国からの回答＞

京都府ホームページ「特定利用港湾への対応について」に掲載

(URL) <https://www.pref.kyoto.jp/kowan/news/tokuteiruyou.html>

2 国との協議・検討の経過

- 7月13日（月）国からの説明
- 7月15日（水）国からの説明について京都府ホームページに掲載
- 8月14日（金）国への確認事項を送付
- 9月11日（金）国からの回答を受理
- 9月15日（火）国からの確認事項の回答について公表

3 今後の対応

今後、国からの回答を舞鶴市及び港湾運送事業者等の関係者へお伝えし、回答に対する懸念等について国に再度確認を行います。

本枠組みを受け入れるかどうかについては、引き続き関係者のご意見を伺いながら港湾管理者として総合的に判断します。

（参考：「特定利用空港・港湾」とは）

自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、国と管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」が設けられた空港・港湾。

【本報道発表に関するお問合せ】

港湾局港湾企画課 課長 檜 TEL 0773-75-0192
係長 山崎 TEL //

